秋田県告示第５１７号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成27年12月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区　　　　　　　　　　　　間
県　道	川添下浜停車場線	秋田市下浜名ヶ沢字曲田２番２から下浜羽川字六郎沢65番３まで

２　供用開始の期日　平成27年12月４日
３　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
（１）　場所　秋田県秋田地域振興局建設部用地課
（２）　期間　平成27年12月４日から同月18日まで

秋田県告示第５１８号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成27年12月４日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区　　　　　　　　　　　　間
県　道	三倉鼻五城目線	南秋田郡八郎潟町字中田95番10から69番１地先まで

２　供用開始の期日　平成27年12月４日
３　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
（１）　場所　秋田県秋田地域振興局建設部用地課
（２）　期間　平成27年12月４日から同月18日まで